

＝ 大阪地検への抗議文 ＝

甲第6号証

横路保慶検事が、被害者・告訴人の意向と事案の悪質さを全く無視して  
加害者を略式起訴し、非公開裁判で事件を終わらせた事への嚴重抗議

甲第3/号証

大阪地方検察庁 御中  
検察官 検事 横路保慶 殿

2010(平成22)年8月26日(木)

提出者： 戸田久和 (ひさよし)  
住所 大阪府門真市新橋町12-18-207  
職業 会社員 (元門真市市議会議員)  
電話 06-6907-7727  
FAX 06-6907-7730

私は、去る4月7日夜にJR大阪駅南側歩道橋を帰路通行中に「在特会」や「主権回復会」らの集団に襲撃され、蹴られたりメガネを奪われた被害者であり、それについて4月30日に刑事告訴した告訴人です。

この事件については、ようやく7月13日に襲撃犯の1人である宮井将がメガネ窃盗で逮捕され、それを受けて7月17日に大阪府警「捜査本部」で初めての「被害者への事情聴取と調書作成」がなされ、その後7月28日付けで貴検察庁の横路保慶検事より「宮井を7/28に器物損壊罪で起訴した」旨の処分通知が届き、これでやっと裁判で犯行事実の究明と処罰がなされる、とほっとしたところでした。

ところが、8/2(月)に貴検察庁に電話で問い合わせたところ、この「起訴」が何と略式起訴であり、7/28起訴同日の略式裁判で「罰金10万円」の判決がなされて終了した事を初めて知り、当方は驚き落胆し、大きな憤りを持ちました。

横路保慶検事と貴検察庁による加害者宮井将への略式起訴は、以下に述べるように全く不当であり、断じて許せません。ここに強く抗議します。

1：この4/30告訴にあたっては、襲撃時の実況動画の画像データ、被告十数人の顔写真やデータ、襲撃現場の見取り図などを添えた4ページに渡る詳細な告訴状を貴検察庁に持参して「特捜部・直告担当」と対応し、事件の悪質さと当方の厳しい処罰感情を十分に伝えた。

その際に、この時点での告訴状は貴検察庁宛にしていたが、藤原博規氏が曾根崎署に問い合わせた同署で捜査中であることを確認して曾根崎署長宛の告訴状に変更する事を提起したため、当方はそれに従って曾根崎警察署長宛の告訴状に変更し、同署に対して刑事告訴を行なったものである。

また、7/17の被害者聴取と調書作成においても、同日に提出した「7/17追加書面」(「4/30告訴状への追加書面」)においても、加害者を逮捕起訴して嚴重に処罰する事を重ねて求めている。

2：加害者の宮井将(まさる)は7/13逮捕での取り調べでメガネを窃盗した事を認め、翌7/14夜に釈放されているが、釈放後も被害者告訴人たる私に対して全く謝罪の連絡もないし、6万5000円のメガネ損害への賠償も全くなされないままである。

当方のメガネは、「宮井将が窃盗した事を認めた」と報道されているにも拘わらず、所在不明のままであり、当方はメガネ喪失の被害を被ったままになっている。

3：加害者が被害者に謝罪したり弁償したりして、被害者が寛大な処罰を求めた場合ならいざ知らず、被害者に何の謝罪も弁償もせず、己の所業を全く反省していない宮井将(その証拠に、最近でも「朝鮮初級学校襲撃事件」での在特会や主権回復会の4人逮捕に対して「4人は何も悪くない!」と騒ぎまくる行動にはぬけぬけと参加している)に対して、横路保慶検事が被害者・告訴人の意見を聞く事もなく勝手に「略式起訴」を選択・実行したのは、全く不当である。